改正案	現行
4 法的対応機能強化事業 (1)趣旨 (略)	4 法的対応機能強化事業 (1)趣旨 児童相談所が単独で援助を行う場合、保護者からの反発や暴力を受けることや保護者とトラブルになることも多く、子どもの安全な身柄保護やそれ以降の継続援助が極めて困難になるため、弁護士、警察官OB等による司法的な調整や援助を得ることにより、児童相談所の援助を円滑に行うことができるものとする。
(2)事業内容 ① (略) ② (略)	(2) 事業内容 ① 本事業は、児童相談所が児童虐待問題等に関して熱意を有する弁護士等の協力を得て実施するものである。 ② 弁護士等の役割は、次に掲げるいずれかの業務を行うものとする。ア 児童相談所が児童虐待等の相談を受理した際、必要に応じて法的対応に関する助言や関係者との調整を行うものとする。イ 法的申立を行うなど、司法的対応が必要となる場合には、保護者等、家庭裁判所及び関係機関との調整を行うものとする。または、臨検又は捜索に係る許可状の請求等に当たって、その円滑な請求等が可能となるよう助言等を行うものとする。
5 スーパーバイズ・権利擁護機能強化事業 (1) 趣旨 (略) (2) 事業内容 ① (略)	5 スーパーバイズ・権利擁護機能強化事業 (1) 趣旨 児童相談所におけるスーパーバイザー(専門的助言者)の体制の充実を図るとともに、子どもの権利擁護に関する意識を高めることが求められている。このため、高度な専門性をもった学識経験者や警察官OB等の実務経験者からの援助を受けることにより、児童相談所におけるスーパーバイズ・権利擁護機能を強化するものである。 (2) 事業内容 ① 本事業は、児童相談所が児童相談業務に関する専門的知識を有す
② 学識経験者等の役割は、次に掲げるいずれかの業務を行うものとする。 ア (略)	る学識経験者等の協力を得て実施するものである。 ② 学識経験者等の協力を得て実施するものである。 ② 学識経験者等の役割は、次に掲げるいずれかの業務を行うものとする。 ア 多問題家族、施設内虐待など高度な専門的対応や組織的な対応が必要となるケースについて、その家族及び施設入所中の子ども(一時保護中の子どもを含む。)等に対し、専門的技術的助言・指導等を行うものとする。また、臨検又は捜索に係る許可状の請求等に当たって、その円滑な請求等が可能となるよう助言等を行うものとする。

74. 7 #	7F
改正案	現行
イ (略)	イ 施設における援助状況の実態把握・評価や施設援助のあり方等 に対する専門的技術的助言・指導等を行うものとする。また、施 設における第三者評価事業と連携することにより、入所者の援助 の向上等を図るものとする。
ウ (略)	ウ 問題が複雑で援助方針や自立支援計画を立てるために専門的判断などが必要なケース等に対して専門的技術的助言・指導等を行うものとする。
エ 虐待等による子どもの死亡事例を未然に防ぐとともに、子ども の権利擁護に関する意識を高めるため、処遇困難事例における会 議や死亡事例検証委員会、 <u>11の「評価・検証委員会」</u> 等を開催 するにあたっては、専門的技術的助言・指導等を行うものとする。	エ 虐待等による子どもの死亡事例を未然に防ぐとともに、子ども の権利擁護に関する意識を高めるため、処遇困難事例における会 議や死亡事例検証委員会等を開催するにあたっては、専門的技術 的助言・指導等を行うものとする。
6 専門性強化事業 (1)趣旨 (略)	6 専門性強化事業 (1)趣旨 地域における児童虐待問題等に関連の深い医師、保健師、ケースワ
	ーカーなど専門家の養成を念頭に、実践的な研修を実施するとともに、 専門的対応マニュアル・ガイドライン(以下「マニュアル等」という。) を作成し、関係機関に配布するなどの活用を図り、対応職員の専門性 の向上に努めるものとする。
(2) 事業内容 (略)	(2) 事業内容 ① 専門家養成のための実践的な研修 ② 研修を行う講師等の中央研修への参加派遣 ③ マニュアル等の作成(改訂含む)・配布
(3) 実施方法 (略)	(3) 実施方法 ① 専門家養成のための実践的な研修は、原則として年2回以上実施すること。
	② マニュアル等の作成等は、児童虐待問題等に関する実務経験者及び学識経験者等を委員とする作成委員会を設置し行うこと。なお、委員の選定にあたっては、相談実務に精通した者等を含むこと。 ③ 作成委員会は、相談業務の実情を十分に調査した上で、企画、立案し、作成等を行うこと。 ④ マニュアル等は、作成した後も必要に応じて内容を更新すること。
(4) 留意事項 (略)	(4) 留意事項 マニュアル等の作成等にあたっては、児童自立支援計画研究会作成の「子ども自立支援計画ガイドライン」を材料として活用する等、必要に応じて適宜作成されたい。

改正案

現 行

7 一時保護機能強化事業

(1) 趣旨

現在、一時保護所においては、都市部を中心とした満杯状態の問題 と同時に、様々な異なる背景を有する子どもが同一の空間において援助されている混合援助の問題、さらには長期化する一時保護中の子どもの教育の保障などの問題等が地域を問わず発生しており大きな課題となっている。

このため、都道府県は、一時保護所が有する行動観察や短期入所指導の機能を充実・強化するため、実務経験者である教員OB、看護師、心理士、警察官OB、児童指導員OB及び通訳などによる一時保護対応協力員を配置し、的確な心身の状態把握・評価(アセスメント)を行い、一時保護中の子どもに適切な教育、医療的・心理的支援などを実施することにより、子どもの健全育成の推進や一時保護所が抱えている問題の改善を図るものである。

(2) 事業内容

次のいずれかの一時保護対応協力員を配置する。

① 学習指導協力員

保護している子どもの個々の学力に応じた学習指導を行うものと する。

② 障害等援助協力員

疾病や障害を有する乳幼児等に対する保健・医療面への対応や、心的外傷のある子どもに対する心理治療を行うものとする。

③ トラブル対応協力員

混合援助などからくる子どもの間でのトラブルや保護者とのトラブル等の軽減や夜間休日等における即時対応体制の強化を図ることとする。

④ その他(外国人対応協力員(通訳など)等)

個々の保護している子どもが抱える問題(言語面等)を踏まえ、 的確なアセスメントが行えるよう、児童指導員を補助することとする

(3) 実施方法

① 削除

7 一時保護機能強化事業

(1)趣旨

現在、一時保護所においては、都市部を中心とした満杯状態の問題と同時に、様々な異なる背景を有する子どもが同一の空間において援助されている混合援助の問題、さらには長期化する一時保護中の子どもの教育の保障などの問題等が地域を問わず発生しており大きな課題となっている。そのため、地域の医療機関にあってもこうした虐待等の支援を要する子どもの問題に直面する機会も増えている。

このため、都道府県は、こうした医療機関からの要請を受けて、虐待を受けた子ども等に適切に対応する医療機関(以下「協力医療機関」という。)を確保することや、一時保護所が有する行動観察や短期入所指導の機能を充実・強化するため、実務経験者である児童指導員OB、教員OB、警察官OB、看護師及び心理士などによる一時保護対応協力員を配置し、的確な心身の状態把握・評価(アセスメント)を行い、一時保護中の子どもに適切な教育、医療的・心理的支援などを実施することにより、子どもの健全育成の推進や一時保護所が抱えている問題の改善を図るものである。

(2) 事業内容

- ① 協力医療機関の確保
- ② 一時保護対応協力員の配置

(3) 実施方法

① 都道府県は、協力医療機関に対して、虐待を受けた子どもの緊急 一時保護や一時保護所等での保護が困難な疾病等を有する乳幼児又

改正案	現行
② 削除 一時保護対応協力員は、一時保護所に置き、所長の監督を受け、 (2)の業務を行うものである。また、必要に応じ委託一時保護先に派遣することもできる。	は疾病等を有するおそれのある乳幼児等に適切に対応できる医療体体制の強化等を図り、地域における緊急一時保護に対し積極的に協力を求めることとする。 ② 協力医療機関は、児童虐待に関する事例検討委員会等を実施するなどにより、児童虐待の理解に努めることとする。 ③ 一時保護対応協力員は、一時保護所に置き、所長の監督を受け、次に掲げるいずれかの業務を行うものである。また、必要に応じ委託一時保護先に派遣することもできる。ア 個々の保護している子どもについての的確なアセスメントが行えるよう児童指導員等を補助する。 イ 個々の保護している子どもの学力に応じた学習指導を行うものとする。
(4) 一時保護対応協力員の任用資格 <u>削除</u>	ウ 心的外傷のある子どもに対する心理治療を行うものとする。 工 夜間休日体制等の充実を図り、混合援助などからくる子どもの間でのトラブルなどの軽減や即時対応体制の強化を図ることとする。 オ 疾病や障害を有する乳幼児等に対する保健・医療面への対応 (4) 一時保護対応協力員の任用資格 一時保護対応協力員は、次のいずれかに該当する者の中から任用するものとする。 ① 児童指導員として児童福祉事業に従事した経験を有する者 ② 教員として従事した経験を有する者 ③ 児童福祉司として従事した経験を有する者 ④ 児童心理司として従事した経験を有する者 ⑤ 保健師として母子保健事業に従事した経験を有する者 ⑥ 保育士として子ども及び保護者の指導に従事した経験を有する者 ⑦ 児童福祉事業に熱意があって、前各事項に掲げると同等以上の能
(4) 留意事項 ① 様々な異なる背景を有する子どもが入所する一時保護所での対応は、専門性を備えた職員が対応することが原則であることから、任用に当たっては、資格、経験、人柄等を十分勘案すること。 ② 職務を遂行するに当たっては、個人の身上に関する秘密を守らなければならないこと。	力を有すると認められる者 (5) 留意事項 ① 様々な異なる背景を有する子どもが入所する一時保護所での対応は、専門性を備えた職員が対応することが原則であることから、任用に当たっては、資格、経験、人柄等を十分勘案すること。 ② 職務を遂行するに当たっては、個人の身上に関する秘密を守らなければならないこと。
8 市町村及び民間団体との連携強化事業	8 市町村及び民間団体との連携強化事業

改正案 現 行 (1) 趣旨 (1) 趣旨 都道府県(児童相談所)は、要保護性の高い困難事例に対応してい (略) くとともに、住民に身近な市町村における相談体制の整備や民間団体 との連携の強化を図っていくことが必要である。 そのため、市町村に対する後方支援の観点から、児童相談所の持っ ている相談対応や情報提供の援助技術等を市町村に伝播するととも に、NPO法人等の民間団体を活用した取組みを行うものとする。 (2) 事業内容 (2) 事業内容 ① 市町村及び要保護児童対策地域協議会への支援 ① 市町村及び要保護児童対策地域協議会への支援 ア 児童相談所は、児童相談業務に関し実務経験のある児童相談所 児童相談所は、児童相談業務に関し実務経験のある児童相談所 OB職員などを市町村又は要保護児童対策地域協議会に派遣・配 OB職員などを市町村又は要保護児童対策地域協議会に派遣・配 置して、児童相談所が有する援助技術等の提供を図るものとする。 置して、児童相談所が有する援助技術等の提供を図るものとする。 イ 児童相談所は、市町村に対し、要保護児童対策地域協議会の運 児童相談所は、市町村に対し、要保護児童対策地域協議会の運 営手法や好事例などを講習会等において伝達するほか、市町村が 営手法や好事例などを講習会等において伝達するほか、市町村が 実施する先駆的な取組みに関する支援等を実施することにより、 実施する先駆的な取組みに関する支援等を実施することにより、 市町村における相談体制の充実を図るものとする。 市町村における相談体制の充実を図るものとする。 ② 民間団体との連携 ② 民間団体との連携 都道府県は、NPO法人等の民間団体と連携し、子どもたち本人 (略) からの電話相談等への対応、職員の研修、保護者指導、家族再統合 の取組み等を実施する。 9 24時間・365日体制強化事業 9 2 4 時間 · 3 6 5 日体制強化事業 (1) 趣旨 (1) 趣旨 (略) 児童相談所は、新たに児童相談に関する役割を担う市町村を後方支 援することを踏まえ、夜間休日を問わず、いつでも相談に応じられる 体制の整備を図るものである。 (2) 事業内容 (2) 事業内容 ① 各児童相談所に、24時間・365日体制対応協力員を配置する。 (略) ② 24時間体制強化については、児童相談所が各々の通常の開所時 間外の時間帯に、365日体制強化については、児童相談所が閉所 している祝休日に、相談援助技術や相談援助活動経験のある児童相 談所OB職員等の非常勤職員等を配置し、随時直接相談に応じられ る体制を図るものとする。

③ また、②に掲げる時間帯または祝休日に、児童相談所の職員を充てた場合の、平日の時間帯における②に定める非常勤職員等を配置

する場合の体制強化についても対象とする。

改正案	現行
(3) 2 4時間・365日体制対応協力員の任用資格 (略)(4) 留意事項 (略)	(3) 2 4時間・3 6 5 日体制対応協力員の任用資格協力員は、次のいずれかに該当する者の中から任用するものとする。 ① 児童指導員として児童福祉事業に従事した経験を有する者② 教員として従事した経験を有する者③ 児童福祉司として従事した経験を有する者④ 児童心理司として従事した経験を有する者⑤ 保健師として母子保健事業に従事した経験を有する者⑥ 保育士として児童及び保護者の指導に従事した経験を有する者⑦ 児童福祉事業に熱意があって、前各事項に掲げると同等以上の能力を有すると認められる者 (4) 留意事項 ① 勤務時間が深夜から早朝になるなど、変則勤務が生じることから、労働関係法規に留意すること。② 職務を遂行するに当たっては、個人の身上に関する秘密を守らなければならない。
10 児童福祉司任用資格取得のための研修(講習会) (1) 趣旨	10 児童福祉司任用資格取得のための研修(講習会) (1) 趣旨 児童福祉法の改正により、保健師・保育士等の新たな職種も児童福祉司の任用資格に加えられたことから、都道府県が実施主体となり、児童福祉司の任用資格取得のための研修(講習会)を実施するもの。 (2) 事業内容 保健師・保育士等に対する、児童福祉法施行規則第6条第6号から第10号及び同条第13号に規定する厚生労働大臣が定める研修(講習会) (3) 実施基準 ① 実施主体は都道府県又は都道府県からの委託を受けた社会福祉法人等。 ② 受講の対象者は、都道府県及び市町村の職員(要保護児童対策調整機関(以下「調整機関」という。)の職員を含む) ③ 講義及び演習により行うもの。 ④ 修業年限は概ね3月以内。 (4) 研修(講習会)の内容 研修(講習会)の内容

改正案	現行
(5) 留意事項 (略)11 評価・検証委員会設置促進事業	【講義科目】
(1)趣旨 児童相談所の適切な運営の確保のため、外部有識者等をメンバーと した委員会を設置し、児童相談所の業務管理・組織運営等についての 定期的な評価と助言を行うとともに、検証が有効と思われる事例の発 生時においても評価と助言等を行うものである。 (2)構成員	
当該委員会の構成員は、「地方公共団体における児童虐待による死亡事例等の検証について(平成20年3月14日 雇児総発第0314002号)」(以下「検証通知」という。)の別紙の第1の4に規定する者や、児童相談所や都道府県職員、要保護児童対策地域協議会の構成員・調整機関職員など、児童相談所の運営や児童家庭相談について相当の知見を有する者とする。 (3)事業内容	
検証通知に規定する検証に加え、(1)の趣旨に基づく以下の内容等を実施する。 ① 児童相談所の評価方法についての検討、評価指標、チェックリスト等の作成 ② 事例の検証方法についての検討、マニュアル等の作成 ③ ①又は②を基にした定期的な評価・助言、検証の実施 ④ ③に基づく報告書の作成、公表 (4)留意事項	

改正案

現 行

本事業は、検証通知に規定する検証に加えて、(3)の事業内容を 実施するものであることから、当該委員会の構成員は、検証通知の別 紙の第1の3に規定する検証組織の構成員とする又は構成員を活用す るなどの工夫をされたい。

12 保護者指導支援事業

(1) 趣旨

虐待を受けるなどにより児童福祉施設への入所等の措置がとられている子どもにとっても、その保護者と再び一緒に生活することができるようになることは、子どもの福祉にとって望ましいことから、施設長期入所児童の親など困難事例に対して、改善へと向かうよう、児童福祉司と連携して継続的な指導を行う保護者指導支援員を配置し、子どもの家庭復帰への取組の強化を図るものである。

(2) 事業内容

対象者

この事業の対象者は、施設長期入所児童の親など困難事例であって、児童福祉司が保護者指導支援員と連携して保護者指導を行うことが適当と児童相談所長が判断した者とする。

② 実施方法

- ア 児童福祉司又は児童心理司と同等程度の知識等を有する者を、 保護者指導支援員として児童相談所に配置する。
- イ 児童福祉司又は児童心理司と同等程度の知識等を有する者を、 保護者指導支援員として確保する社会福祉法人等に事業を委託する。
- ③ 実施要件
 - ア 保護者指導支援員は、児童相談所の決定した援助方針に則り、 児童福祉司と連携して子どもの家庭復帰に向けた保護者指導を行 うものとする。
 - イ 保護者指導の実施に当たっては、保護者の現状把握に努めると ともに、効果的な指導を行う観点から、保護者への面接による指 導を継続的に行うこととする。
 - ウ 保護者指導の中で、心理的側面でのケアが必要な場合は、2の 「カウンセリング強化事業」を併せて実施するなどの工夫を行う こととする。

「新規事業]

改正案	現行
(3) 留意事項 本事業は、子どもの家庭復帰に向けた取組の強化を図ることを目的としていることから、保護者指導支援員について、勤務形態は任意に設定して差し支えないが、専ら本事業を実施するものとして配置又は確保するものとする。 特に(2)の②のイにより事業を委託する場合には、当該支援員の状況について十分に確認をすること。	
第4 国の助成 (略)	第4 国の助成 国は、都道府県がこの事業のために支出した費用を、別に定めると ころにより補助するものとする。

平成21年度 児童虐待防止対策支援事業 補助基準額 (案) 新旧対照表 (児童虐待・DV対策等総合支援事業費国庫補助金交付要綱の別表)

	改正案				現行					
別表	別表				另	別表				
1 区分	2 種目	3 基準額	4 対象経費	5 補助率		1 区分	2 種目	3 基準額	4 対象経費	5 補助率
児待対支業電防策援	児待対援・・・・・・・・・・・・・・・・・・・・・・・・・・・・・・・・・・・・	次により算出された額の合計額 1 協力体制整備事業(主任児童委員等研修) 1都道所県(指定都市又は児童相談所設置市)当たり326,000円 2 児童相談所カウンセリング強化事業児童相談所1か所当たり・「カウンセリング強化事業」のみ実施する場合706,000円・「カウンセリンが強化事業」を実施する場合2,698,000円・「カウンセリンが強化事業」を実施する場合2,698,000円・「カウンセリンが強化事業」を実施する場合2,698,000円・「カウンセリンが強化事業」を実施する場合2,698,000円・「カウンセリンが強化事業」を実施する場合2,698,000円・「カウンセリンが強化事業」を実施する場合2,698,000円・「お道代事業」と対応機能強化事業児童相談所1か所当たり558,000円を接触強に対応がある。 5 スーパーバーが表も関連を表しています。 5 は、いています。 5 は、いていまする。 5 は、	児防支に報費費品材刷費金購役(搬報委使び童止援必酬、(費費製)、入務通費償託用賃虐対事要、需消、、製、備費、信)費料料借待策業な旅用耗教印本賃品、費運、、、及料	1/2		児待対支業童防策援。	児待対援電防策事	次により算出された額の合計額 1 協力体制整備事業(主任児童委員等研修) 1 都道所以(指定都市又は児童相談所設置市)当たり327,000円 2 児童相談所カウンセリング強化事業児童相談所1か所当たり・「カウンセリング強化事業」のみ実施する場合706,000円・「カウンセリンが強害事業」を実施する場合2,699,000円・「カウンセリンが療法事業」を実施する場合2,699,000円・「カウンセリンが強害事業」を実施する場合2,699,000円・「カウンセリンが療法事業」を実施する場合2,699,000円・「カウンセリンが療法事業」を実施する場合2,699,000円・「お道・大変を実施が、指定者が、指定者に対して、対応・大変を実施が、対応機能強に対して、対応を表し、対応は、対応は、対応は、対応は、対応は、対応は、対応は、対応は、対応は、対応は	児防支に報費費品材刷費金購役(搬報委使び童止援必酬、(費費製)、入務通費償託用賃虐対事要、需消、、製、備費務信)費料料借待策業な旅用耗教印本賃品、費運、、、及料	1/2

改 正 案	現行
6 専門性強化事業 1 都道府県(指定都市又は 児童相談所設置市)当たり 272,000円 7 一時保護機能強化事業 児童相談所1か所当たり 1,640,000円×実施事業数 (配置協力員種別数) 8 市町村及び民間団体との連 携強化事業 ・市町村及び要保護児童対策 地域協議会への支援 児童相談所1か所当たり 3,342,000円 ・民間団体との連携 1 都道府県(指定都市又は 児童相談所設置市)当たり 962,000円 9 2 4 時間・3 6 5 日 体制強 化事業 児童相談所1か所当たり 5,637,000円 10 児童福祉司任用資格取得の ための研修 1 都道府県(指定都市又は 児童相談所設置市)当たり 711,000円 11 評価・検証委員会設置促進 事業 1 都道府県(指定都市又は 児童相談所設置市)当たり 1,000,000円 12 保護者指導支援事業 1 都道府県(指定都市又は 児童相談所設置市)当たり 1,000,000円 12 保護者指導支援事業 1 都道府県(指定都市又は 児童相談所設置市)当たり 1,000,000円	6 専門性強化事業 1 都道府県(指定都市又は 児童相談所設置市)当たり 269,000円 7 一時保護機能強化事業 児童相談所1か所当たり 2,258,000円 8 市町村及び民間団体との連 携強化事業 ・市町村及び民間団体との連 携強化事業 ・市町村及の支援 児童相談所1か所当たり 3,708,000円 ・民間団体との連携 1 都道府県(指定都市又は 児童相談所設置市)当たり 962,000円 9 2 4 時間・3 6 5 日体制強 化事業 児童相談所1か所当たり 5,637,000円 10 児童福祉司任用資格取得の ための研修 1 都道府県(指定都市又は 児童相談所設置市)当たり 705,000円